

「子ども手当」の支給が4月から始まりました

この手当では、次代の社会を担う子どもの成長を社会全体で応援することを目的に支給されるものです。



平成22年4月から国は、これまでの「児童手当」にかわり、新たに、15歳以下の子どもの保護者に対し手当を支給する「子ども手当」を始めました。

■対象年齢 中学校修了まで(15歳到達後の最初の3月31日まで)

■支給対象となる子ども1人あたりの手当月額 13,000円

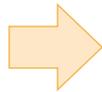
■支払時期 ○年3回(6月・10月・2月)で、それぞれ前月分までの手当が支給されます。

(平成22年2・3月分は児童手当、平成22年4・5月分以降は子ども手当として平成22年6月に支給されます。)

○原則として口座振込になります。

■申請方法

①平成22年3月まで「児童手当」を受給していた場合



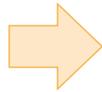
自動的に「子ども手当」へと継続されます。手続きは必要ありません。(該当する世帯には、4月に認定通知を送付しています。)

②平成22年3月まで「児童手当」を所得制限により受給していない場合



新たに「子ども手当認定請求書」の提出が必要です。該当する世帯には、「子ども手当認定請求書」を4月に送付しています。

③対象年齢者のうち、中学2・3年生の子どものみがいる場合



②と同様に、新たに「子ども手当認定請求書」の提出が必要です。該当する世帯には、「子ども手当認定請求書」を4月に送付しています。

④平成22年3月まで「児童手当」を受給し、さらに中学2・3年生の子どもがいる場合



「子ども手当額改定認定請求書」の提出が必要です。該当する世帯には、「子ども手当額改定認定請求書」を4月に送付しています。

※申請が必要な世帯には、4月に請求書を送付しています。該当するはずなのに、申請書類が送られてこない場合はお問い合わせください。 ※上記①・④の方は、6月に現況届の提出が必要です。

■申請時に必要な書類 ○受給者の健康保険被保険者証(保険証)の写し ○印鑑

○受給者の口座の確認がとれるもの(預金通帳など)

■注意 ○子ども手当の受給資格者は、子どもを監護し、かつ、生計を同一にする父又は母等です。父母に養育されていない子どもについては、子どもを監護し、かつ、生計を維持する方となります。

○公務員の方については、勤務先から支給されますので、申請方法等については勤務先へお問い合わせください。

上記の②～④に該当する方が、4月分から子ども手当を受給するためには、9月30日までに請求が必要です。ご注意ください。

■問い合わせ先 健康福祉課 子育て支援係 ☎22-3167